



# 宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 6 月 13 日 (木 曜 日) 第 517 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 保安林の指定…………… (自然環境課) 1
- 指定納付受託者の指定…………… (国際・経済交流課) 1

### 公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) …… (商工政策課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 3
- 土地改良区連合の役員の就任の届出…………… ( “ ) 3
- 県営土地改良事業計画の策定…………… ( “ ) 5
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 5

### 病院局公告

- 入札広告…………… 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 325号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指定 年月日	事業等 の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4550400206	いとよ	日南市大字星倉字 馬場園6571番地2	学校法人宮崎カト リック学園	宮崎市恒久南1丁 目11番地1	令和6年5月20日	児童発達支援

### 宮崎県告示第 326号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字楮株86-10、  
字小八重 203-30
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字楮株86-10・字小八重 203-30 (以上2筆について次の  
図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所  
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢  
以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 327号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
株式会社N T T デ ータ	東京都江東区豊洲3丁目3番3号

- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類  
旅券発給手数料
- 3 指定をした日  
令和6年4月1日
- 4 指定納付受託者に納入させる期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類  
100ℓ券1枚
- 2 用途  
農業等
- 3 記号及び番号  
100ℓ券G 3307157
- 4 有効期間  
令和6年3月1日から令和7年2月28日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称  
都城農業協同組合山之口給油所
- 6 紛失年月日  
令和6年4月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドン・キホーテ宮崎店  
宮崎市神宮東1丁目68番1 外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一  
東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田 圭  
東京都千代田区丸の内1丁目3番3号  
(変更後) みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一  
東京都千代田区丸の内1丁目3番3号
- 4 変更の年月日  
令和6年4月1日
- 5 変更する理由  
設置者の代表者に変更が生じたため
- 6 届出年月日  
令和6年5月17日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年6月13日から令和6年10月15日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和6年6月13日から令和6年10月15日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ串間店

串間市大字西方字西浜7233-9外13筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後8時

(変更後) 開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分から午後8時30分

(変更後) 午前6時30分から午後9時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設建物北東側 午前8時から午後8時

(変更後) 荷さばき施設建物北東側 午前7時から午後10時

4 変更する年月日

令和6年5月17日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,655㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

建物西側 94台

② 駐輪場の位置及び収容台数

<p>建物西側 10台</p> <p>③ 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側 135.0㎡</p> <p>④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北東側 28.18㎡</p> <p>(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 建物西側</p> <p>6 届出年月日 令和6年5月16日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和6年6月13日から令和6年10月15日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和6年6月13日から令和6年10月15日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、都城盆地土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。</p> <p>令和6年6月13日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p>	<table border="1"> <tr><td>理 事</td><td>濱 崎 光 郎</td><td>都城市関之尾町5006番地</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>南 茂 博</td><td>都城市山之口町富吉6056番地5</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>小 園 敏</td><td>都城市高城町桜木1807番地1</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>松 田 芳 美</td><td>都城市高城町有水2121番地4</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>安 藤 武</td><td>都城市高城町穂満坊2714番地</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>島 田 孝 一</td><td>都城市山田町山田2397番地</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>藤 井 和 也</td><td>都城市山田町山田4231番地2</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>中 原 長 幸</td><td>都城市山田町山田8796番地の1</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>関 節 男</td><td>都城市高崎町江平1780番地1</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>中 津 教 芳</td><td>都城市高崎町大牟田1721番地1</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>福 永 廣 文</td><td>北諸県郡三股町大字蓼池3483番地1</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>内 村 真 一</td><td>北諸県郡三股町大字宮村2918番地54</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>西 田 員 敏</td><td>都城市姫城町6街区21号</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>石 崎 敬 三</td><td>北諸県郡三股町五本松1番地1</td></tr> <tr><td>監 事</td><td>下 西 弘 美</td><td>都城市山之口町花木2437番地1</td></tr> <tr><td>監 事</td><td>内 村 充</td><td>北諸県郡三股町大字蓼池3444番地</td></tr> <tr><td>監 事</td><td>高 丸 幹 雄</td><td>都城市梅北町5046番地32</td></tr> </table> <p>(任期：令和10年3月29日まで)</p> <p>2 退任した役員</p> <table border="1"> <tr><td>役 名</td><td>氏 名</td><td>住 所</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>門 松 優 作</td><td>都城市下長飯町1297番地</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>高 橋 武 美</td><td>都城市今町7477番地イ</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>重 富 保</td><td>都城市下水流町3372番地2</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>坂 元 重 秋</td><td>都城市梅北町7475番地5</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>栢 良 作</td><td>都城市梅北町 10592番地</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>山 下 博 三</td><td>都城市安久町4700番地3</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>大久保 義 広</td><td>都城市乙房町3348番地イ</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>門 松 優 作</td><td>都城市下長飯町1297番地</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>高 橋 武 美</td><td>都城市今町7477番地イ</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>廣 畑 勝 美</td><td>都城市野々美谷町2225番地1</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>重 富 保</td><td>都城市下水流町3372番地2</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>坂 元 重 秋</td><td>都城市梅北町7475番地5</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>栢 良 作</td><td>都城市梅北町 10592番地</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>山 下 博 三</td><td>都城市安久町4700番地3</td></tr> </table>	理 事	濱 崎 光 郎	都城市関之尾町5006番地	理 事	南 茂 博	都城市山之口町富吉6056番地5	理 事	小 園 敏	都城市高城町桜木1807番地1	理 事	松 田 芳 美	都城市高城町有水2121番地4	理 事	安 藤 武	都城市高城町穂満坊2714番地	理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397番地	理 事	藤 井 和 也	都城市山田町山田4231番地2	理 事	中 原 長 幸	都城市山田町山田8796番地の1	理 事	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地1	理 事	中 津 教 芳	都城市高崎町大牟田1721番地1	理 事	福 永 廣 文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地1	理 事	内 村 真 一	北諸県郡三股町大字宮村2918番地54	理 事	西 田 員 敏	都城市姫城町6街区21号	理 事	石 崎 敬 三	北諸県郡三股町五本松1番地1	監 事	下 西 弘 美	都城市山之口町花木2437番地1	監 事	内 村 充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地	監 事	高 丸 幹 雄	都城市梅北町5046番地32	役 名	氏 名	住 所	理 事	門 松 優 作	都城市下長飯町1297番地	理 事	高 橋 武 美	都城市今町7477番地イ	理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地2	理 事	坂 元 重 秋	都城市梅北町7475番地5	理 事	栢 良 作	都城市梅北町 10592番地	理 事	山 下 博 三	都城市安久町4700番地3	理 事	大久保 義 広	都城市乙房町3348番地イ	理 事	門 松 優 作	都城市下長飯町1297番地	理 事	高 橋 武 美	都城市今町7477番地イ	理 事	廣 畑 勝 美	都城市野々美谷町2225番地1	理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地2	理 事	坂 元 重 秋	都城市梅北町7475番地5	理 事	栢 良 作	都城市梅北町 10592番地	理 事	山 下 博 三	都城市安久町4700番地3
理 事	濱 崎 光 郎	都城市関之尾町5006番地																																																																																															
理 事	南 茂 博	都城市山之口町富吉6056番地5																																																																																															
理 事	小 園 敏	都城市高城町桜木1807番地1																																																																																															
理 事	松 田 芳 美	都城市高城町有水2121番地4																																																																																															
理 事	安 藤 武	都城市高城町穂満坊2714番地																																																																																															
理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397番地																																																																																															
理 事	藤 井 和 也	都城市山田町山田4231番地2																																																																																															
理 事	中 原 長 幸	都城市山田町山田8796番地の1																																																																																															
理 事	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地1																																																																																															
理 事	中 津 教 芳	都城市高崎町大牟田1721番地1																																																																																															
理 事	福 永 廣 文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地1																																																																																															
理 事	内 村 真 一	北諸県郡三股町大字宮村2918番地54																																																																																															
理 事	西 田 員 敏	都城市姫城町6街区21号																																																																																															
理 事	石 崎 敬 三	北諸県郡三股町五本松1番地1																																																																																															
監 事	下 西 弘 美	都城市山之口町花木2437番地1																																																																																															
監 事	内 村 充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地																																																																																															
監 事	高 丸 幹 雄	都城市梅北町5046番地32																																																																																															
役 名	氏 名	住 所																																																																																															
理 事	門 松 優 作	都城市下長飯町1297番地																																																																																															
理 事	高 橋 武 美	都城市今町7477番地イ																																																																																															
理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地2																																																																																															
理 事	坂 元 重 秋	都城市梅北町7475番地5																																																																																															
理 事	栢 良 作	都城市梅北町 10592番地																																																																																															
理 事	山 下 博 三	都城市安久町4700番地3																																																																																															
理 事	大久保 義 広	都城市乙房町3348番地イ																																																																																															
理 事	門 松 優 作	都城市下長飯町1297番地																																																																																															
理 事	高 橋 武 美	都城市今町7477番地イ																																																																																															
理 事	廣 畑 勝 美	都城市野々美谷町2225番地1																																																																																															
理 事	重 富 保	都城市下水流町3372番地2																																																																																															
理 事	坂 元 重 秋	都城市梅北町7475番地5																																																																																															
理 事	栢 良 作	都城市梅北町 10592番地																																																																																															
理 事	山 下 博 三	都城市安久町4700番地3																																																																																															

理 事	大久保 義 広	都城市乙房町3348番地イ
理 事	濱 崎 光 郎	都城市関之尾町5006番地
理 事	南 茂 博	都城市山之口町富吉6056番地5
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地2
理 事	小 園 敏	都城市高城町桜木1807番地1
理 事	竹 下 正 秋	都城市高城町有水2976番地
理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397番地
理 事	藤 井 和 也	都城市山田町山田4231番地2
理 事	中 原 長 幸	都城市山田町山田8796番地の1
理 事	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地1
理 事	中 津 教 芳	都城市高崎町大牟田1721番地1
理 事	福 永 廣 文	北諸県郡三股町大字蓼池3483番地1
理 事	内 村 真 一	北諸県郡三股町大字宮村2918番地54
理 事	吉 永 利 広	都城市姫城町6街区21号
理 事	石 崎 敬 三	北諸県郡三股町五本松1番地1
監 事	中 島 俊 弘	都城市南横市町2058番地4
監 事	内 村 充	北諸県郡三股町大字蓼池3444番地
監 事	高 丸 幹 雄	都城市梅北町5046番地32

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、吾田土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 利 弘	日南市大字戸高1557番地
理 事	山 下 初 身	日南市大字西弁分2192番地
理 事	増 田 浩 一	日南市大字戸高 855番地

理 事	小 野 昌 弘	日南市大字星倉1876番地
理 事	藤 丸 芳 壯	日南市大字平野8092番地1
理 事	田 村 俊 行	日南市大字平野8281番地
理 事	中 原 悟 士	日南市大字星倉5022番地1
理 事	米 倉 弘 能	日南市大字星倉5042番地
監 事	稲 元 辰 雄	日南市大字星倉5072番地
監 事	上 村 和 雄	日南市大字戸高1412番地

(任期：令和10年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 元 陸 愛	日南市大字平野26番地
理 事	稲 元 辰 雄	日南市大字星倉5072番地
理 事	甲 斐 利 弘	日南市大字戸高1557番地
理 事	山 下 初 身	日南市大字西弁分2192番地
理 事	増 田 浩 一	日南市大字戸高 855番地
理 事	郡 司 誠 秀	日南市大字星倉5009番地
理 事	門 川 正 和	日南市戸高4丁目5番地11
理 事	小 野 昌 弘	日南市大字星倉1876番地
監 事	伊豆元 優	日南市大字戸高1322番地
監 事	田 中 重 信	日南市上平野町2丁目5番地25

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	横 尾 剛	児湯郡川南町大字川南 22834番地1

(任期：令和7年3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により中村地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、農村地域防災減災事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年6月13日から令和6年7月11日まで

3 縦覧場所

五ヶ瀬町役場農林課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

令和6年6月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 処分をした年月日

令和6年6月4日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

有限会社大王工業

宮崎県串間市大字西方3364

宮崎県知事許可（般-4）第4963号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

堀口 結子

4 処分の内容

令和6年6月18日から令和7年6月17日までの1年間、建設業に係る営業のうち、公共工事に係るもの。

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

5 処分の原因となった事実

有限会社大王工業の前代表取締役は、令和5年12月7日に公契約関係競売等妨害罪及び官製談合防止法違反の罪で起訴され、令和6年4月17日、宮崎地方裁判所において懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

## 病院局公告

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年6月13日

県立延岡病院長 山口 哲朗

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 磁気共鳴画像診断装置 一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和7年2月28日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和6年7月16日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、競争入札への参加を希望するものは、本県の所定の申請書に必要事項を記入の上、下記の

機関へ提出すること。ただし、入札参加資格審査が入札書の提出期限に間に合わない場合がある。

申請書の配布及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982 (32) 6181

(2) 期間 令和6年6月13日から令和6年7月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 令和6年6月13日から令和6年7月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 令和6年7月22日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

#### 7 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立延岡病院2階会議室（地域医療センター）  
延岡市新小路2丁目1-10

(2) 日時 令和6年7月25日午後1時30分

#### 8 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

#### 9 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

#### 11 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

#### 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Magnetic resonance imaging System Iset

(2) Time limit for tender: 5:00p.m. 22 July, 2024

(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefect-

ure, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181